

産業廃棄物最終処分場の維持管理に関する状況等について

○最終処分場の概要

許可年月日 *()は変更許可年月日	平成5年8月20日 (令和4年9月30日)
許可番号	第255号
施設の種類	産業廃棄物の最終処分場(管理型)
処理する産業廃棄物の種類	燃え殻、がれき類、ダスト類、汚泥、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、政令第2条第13号廃棄物
設置場所	北九州市若松区柳崎町4番1地先及び北九州市若松区柳崎町6番地先の公有水面

○最終処分場の維持管理計画書

維持管理基準		維持管理計画
1	埋立地外に廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。	・ 湿灰は防塵擁壁内で散水のうえ揚灰する。 ・ 場内を運搬する車輛は洗浄設備によって付着物を洗い落とす。
2	最終処分場外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。	・ 受入管理を徹底し、悪臭の原因となる廃棄物は受け入れないものとする。 ・ 定期的に処分場内を巡回し、万一悪臭が発生した場合には、発生源の被覆や消臭剤の散布等を行い、悪臭が発散しないように速やかに対処する。
3	火災発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。	・ 周辺に所要の消火設備を備える。
4	ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布 その他必要な措置を講ずること。	・ 衛生害虫等の発生防止については、ねずみや害虫等が発生しないように、必要に応じて薬剤の散布等を実施する。
5	埋め立て地の周囲に設けられた囲いは、みだりに人が立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。閉鎖された埋立地を埋め立て処分以外の用に供する場合においては、埋立地の範囲を明らかにしておくこと)	・ みだりに人が埋立地に立入るのを防止するため、場内入退場口には警備員を常駐配置し、周囲の囲いには立入禁止の看板を掲示する。
6	立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。	・ 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換える。
7	擁壁等を定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	・ 擁壁等を定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずる。
8	廃棄物を埋め立てる前に遮水工を砂その他のものにより覆うこと。	・ 設置箇所に応じて覆砂や採石等で覆う。
9	遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。	・ 遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずる。
	最終処分場の周縁の2箇所以上の場所から採取した地下水又は地下水集排水設備より採取した水の水質検査を次により行うこと。	・ 最終処分場の周縁の2箇所以上の場所から採取した地下水又は地下水集排水設備より採取した水の水質検査を次により実施する。
	イ. 埋立開始前に地下水等検査項目(最終処分基準省令別表第2)、ダイオキシン類、電気伝導率及び塩化物イオン濃度を測定・記録すること。	イ. 平成一〇年改正命令の施行の際、既に埋立処分を開始していたため、埋立処分開始後に実施した地下水等の水質の測定値により水質の悪化を判断する。

10	ロ. 埋立開始後、地下水等検査項目、ダイオキシン類を1年に1回以上測定・記録すること。	ロ. 埋立開始後、地下水等検査項目、ダイオキシン類を1年に1回以上測定・記録する。
	ハ. 埋立開始後、電気伝導率又は塩化物イオン濃度を1月に1回以上測定・記録すること。	ハ. 埋立開始後、電気伝導率又は塩化物イオン濃度を1月に1回以上測定・記録する。
	ニ. 電気伝導率又は塩化物イオン濃度に異状が認められた場合には、地下水等検査項目、ダイオキシン類についても測定・記録すること。	ニ. 電気伝導率又は塩化物イオン濃度に異状が認められた場合には、地下水等検査項目、ダイオキシン類についても測定・記録する。
11	地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかでない場合を除く）が認められる場合は、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかでない場合を除く）が認められる場合は、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずる。
12	雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地については、埋立地に雨水が入らないように必要な措置を講ずること。	・海面処分場であるため該当しない。
13	調整池を定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	・海面処分場であるため該当しない。
14	浸出液処理設備の維持管理は次により行うこと。	・浸出液処理設備の維持管理を次により行う。
	イ. 放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理すること。	イ. 放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理する。
	ロ. 浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異状を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。	ロ. 浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異状を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずる。
14	ハ. 放流水の水質検査を次により行うこと。	ハ. 放流水の水質検査を次により行う。
	(1) 排水基準等に係る項目（(2)に規定する項目を除く）、ダイオキシン類について1年に1回以上測定・記録すること。	(1) 排水基準等に係る項目（(2)に規定する項目を除く）、ダイオキシン類について1年に1回以上測定・記録する。
	(2) 水素イオン濃度、BOD、COD、SS、窒素について1月に1回以上測定・記録すること。（窒素は技術基準別表第1の備考4に規定する場合に限る。）	(2) 水素イオン濃度、COD、SS、窒素について1月に1回以上測定・記録すること。（窒素は技術基準別表第1の備考4に規定する場合に限る。）
14の2	前項第5号トの規定により講じられた有効な防凍のための措置の状況を定期的に点検し、異状を認められた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。	・海面処分場であるため該当しない。
15	開渠その他の設備の機能を維持するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。	・開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずる。
16	通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。ただし、ガスを発生するおそれのない廃棄物のみを埋め立てる場合を除く。	・ガスは発生しないため該当しない。
17	埋立処分が終了した埋立地は、厚さがおおむね50cm以上の土砂等の覆いにより開口部を閉鎖すること。ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地については、遮水工と同等以上の効力を有する覆いにより閉鎖すること。	・埋立処分が終了した埋立地は、厚さがおおむね50cm以上の土砂等の覆いにより開口部を閉鎖する。
18	閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。	・閉鎖した場合には、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずる。
19	残余の埋立容量について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。	・残余の埋立容量について1年に1回以上測定し、かつ、記録する。
20	埋め立てられた廃棄物の種類、数量及び最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、廃止までの間保存すること。	・埋め立てられた廃棄物の種類、数量及び最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、廃止までの間保存する。